

福島県請負工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農林水産部及び土木部の所掌する請負工事（土木部長が各部局長の委任を受けて実施する工事を含む。）の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適正な工事評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、工事受注者の適正な評価及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、1件の請負金額が500万円以上の工事とする。

2 次の工事については対象外とする。

- (1) 解体工事、撤去工事
- (2) 橋梁や機械・設備等の工場製作のみの工事
- (3) 船舶の維持修繕に係る工事
- (4) 堆砂除去工事
- (5) 出来形、品質等を求めない工事

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、**工事特性**、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

第1評定者 監督員、その上席の職員

第2評定者 課長、その上席の職員

第3評定者 出納局工事検査課の工事検査員（福島県工事検査実施要綱第4条に規定する依命検査員を含む。）

(評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して公正かつ適正に行うものとする。

ただし、一つの工事の評定者が複数の場合においては、それらの者が協議して評定を行うものとする。

2 評価項目以外の要素により、評定を調整する必要がある場合には、別

に定めるところにより評定を加点又は減点することができる。

- 3 評定の方法は別に定める運用により行うものとし、その結果は別に定める工事成績評定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

- 第6条 第1評定及び第2評定は工事が竣工したとき又は一部竣工したときに行うものとし、第1評定者及び第2評定者は当該工事の竣工検査又は一部竣工検査の前日までに契約権者（知事、教育長、警察本部長については対象工事を所掌する本庁の課長又は公所長とする。）の確認を受けるものとする。なお、建設事務所の公所長は、准公所が所掌する工事の第1評定及び第2評定を当該准公所長に確認させることができる。
- 2 第3評定は当該工事の検査（ただし、**既済部分検査及び**中間検査を除く。）を実施したときに行うものとし、第3評定者は当該工事の評定表等について出納局工事検査課長の確認を受け、出納局工事検査課長は評定結果を契約権者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知は、検査を実施した日から30日以内に行わなければならない。

（評定点の通知）

- 第7条 契約権者は、出納局工事検査課長から評定表等の通知があった場合、速やかに当該工事の受注者に評定点を別記様式第1により通知するものとする。
- 2 評定要綱第8条に基づき評定を修正した場合も同様とする。

（評定の修正）

- 第8条 契約権者は、第7条の通知をした後、必要があると認められる場合には、当該評定を修正しなければならない。
- 2 前項により当該評定を修正した場合は、その評定表等を速やかに総務部入札監理課長及び出納局工事検査課長に報告しなければならない。

（説明請求等）

- 第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、通知を行った契約権者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第 10 条 契約権者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、速やかに別記様式第 2 により回答するものとする。

2 契約権者は、前項の回答をする場合は、工事成績評定評価委員会に意見を求めるものとする。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、農林水産部においては別紙 1 及び別紙 2、土木部においては別紙 3 及び別紙 4 に定める規則に基づき設置するものとする。

附則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

2 農林水産部請負工事成績評定要領（平成 16 年 7 月 1 日改正）は廃止する。

3 土木部請負工事成績評定要領（平成 15 年 4 月 1 日改正）は廃止する。

4 農林水産部及び土木部の請負工事成績評定通知実施要領（平成 15 年 4 月 1 日改正）は廃止する。

5 この要綱は平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

6 この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

7 この要綱は平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

8 この要綱は平成 24 年 2 月 1 日から適用する。

9 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

10 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

11 この要綱は平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

12 この要綱は令和 2 年 9 月 16 日から適用する。

13 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

14 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第 1

〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

契約権者
〇 〇 〇 〇 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、福島県請負工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|----|---|---|---|---|----|---|-----|--------------------|
| 1 | 工 事 名 | | | | | | | | 工 事 | |
| 2 | 工事番号 | 第 | | | | | | | 号 | |
| 3 | 発注種別 | | | | | | | | 工 事 | |
| 4 | 工 期 | 令和 | 年 | 月 | 日 | ～ | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 竣工検査年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 6 | 成績評定 | | | | | | | | | |
| | ① 評 定 点 | | | | | | | | | 点 |
| | (① 修正評定点 | | | | | | | | | 点 【評定点が修正された場合のみ】) |
| | 項目別評定点は、別表様式第 1 のとおり | | | | | | | | | |

- 7 送付先及び問い合わせ先
〒〇〇〇-〇〇〇〇 市町村 字

〇〇事務所
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇〇

※本様式は標準様式とするが、上記 1～7 の内容は記載すること。

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評 定 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	
	II. 配置技術者	
2. 施工状況	I. 施工管理	
	II. 工程管理	
	III. 安全対策	
	IV. 対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
	II. 品 質	
	III. 出来ばえ	
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等 への対応	
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	
6. 環境対策 (加点のみ)	I. 環境対策	
7. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	
8. 法令遵守等(減点のみ)		
加減点合計		
基準点 (標準評定点)		65
評定点合計		／100点

評定点合計は、小数第 1 位を四捨五入し整数としています。

別記様式第2

〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

契約権者

〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る説明書(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおりです。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号 第
- 3 疑問に対する回答

工事
号

別紙 1

農林水産部 工事成績評定評価委員会規則

(趣旨)

第1 本規則は、福島県農林水産部(本庁)に設置する工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、知事及び本庁各課長契約に係る工事で、次の事項について審議するものとする。

- (1) 福島県請負工事成績評定要綱第7条に基づき通知した評定について、同要綱第10条2項により契約権者から意見を求められた場合
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で組織する。

- (1) 技監
 - (2) 政策監
 - (3) 部次長(当該工事担当総室担当)
 - (4) 農林技術課長
 - (5) 出納局工事検査課長
 - (6) 当該工事主務課長
 - (7) 当該工事発注農林事務所長
 - (8) 当該工事担当検査員
- 2 委員長は、技監とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 請負者から説明を求められた内容等について、簡易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに処理できるものとする。

(委員会の処務)

第5 委員会の庶務は、当該工事主務課が行う。

別紙 2

農林事務所 工事成績評定評価委員会規則

(趣旨)

第1 本規則は、農林事務所等に設置する工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、農林事務所の契約(注1)に係る工事で、次の事項について審議するものとする。

- (1) 福島県請負工事成績評定要綱第7条に基づき通知した評定について、同要綱第10条2項により契約権者から意見を求められた場合
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で組織する。

- (1) 農林事務所次長
- (2) 当該工事発注農林事務所担当部長
- (3) 当該工事発注農林事務所担当副部長
- (4) 農林事務所総務部総務課長
- (5) 当該工事担当課長
- (6) 当該工事担当検査員

2 委員長は、農林事務所次長とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 請負者から説明を求められた内容等について、簡易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに処理できるものとする。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、農林事務所総務課が行う。

(注1) 予算配当の範囲以内で公所長契約に係るもの

別紙 3

土木部 工事成績評定評価委員会規則

(趣旨)

第 1 本規則は、福島県土木部本庁に設置する工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第 2 委員会は、知事及び本庁各課長契約にかかる工事(受託工事を含む。)で、次の事項について審議するものとする。

- (1) 福島県請負工事成績評定要綱第 7 条にもとづき通知した評定について同要綱第 10 条 2 項により契約権者から意見を求められた場合
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第 3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 企画技術総室次長
 - (2) 技術管理課長
 - (3) 出納局工事検査課長
 - (4) 当該工事主務課長
 - (5) 当該工事発注建設事務所長
 - (6) 当該工事担当検査員
- 2 委員長は、企画技術総室次長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 請負者から説明を求められた内容等について、軽易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに、処理できるものとする。

(委員会の庶務)

第 5 委員会の庶務は、当該工事主務課が行う。

別紙 4

建設事務所 工事成績評定評価委員会規則

(趣旨)

第1 本規則は、建設事務所に設置する工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、建設事務所長等の契約(注1)にかかる工事(受託工事を含む。)で、次の事項について審議するものとする。

- (1) 福島県請負工事成績評定要綱第7条にもとづき通知した評定について、同要綱第10条2項により契約権者から意見を求められた場合
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 建設事務所当該工事担当部長又は次長(業務担当)(准公所にあっては、准公所長・受託工事等の場合は工事管理権者を含む。)
 - (2) 建設事務所次長
 - (3) 総務課長
 - (4) 当該工事担当課長(准公所工事にあっては業務課長・受託工事等の場合は当該工事担当課長。)
 - (5) 当該工事担当検査員
- 2 委員長は、建設事務所当該工事担当部長又は次長(業務担当)(准公所にあっては准公所長)とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

(委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席を持って成立する。
- 3 請負者から説明を求められた内容等について、軽易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに、処理できるものとする。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、建設事務所の当該工事担当課(准公所工事にあっては業務課。)が行う。

(注1) 予算配当の範囲以内で公所長契約に係るもの